

令和 / 年 7 月 25 日

美郷町議会議長 西瀬二郎 様

美郷町議会議員

旗根正一印

政務活動研究報告について

美郷町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

【提出書類等】

1. 政務活動研究報告書 1部
2. 領収書等証票類 1式
3. 観察等復命書（観察・研修会・会議等に政務活動費を要した場合）
1式

政務活動研究報告書

美郷町議会議長西鷗二郎 様

美郷町議会議員 美郷根正一印

政務活動費請求額

Y 53940 円

支出内訳

科 目	金 額	備 考
調査旅費 及び研修費	53,940-	宿泊代金 16,600- 旅費 12,340 セミナー講料 25,000-
資料作成 及び購入費		
広 報 費		
事 務 費		
要請・陳情 活 動 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 絏 費		
そ の 他 の 絏 費		
そ の 他 の 絏 費		

復命書

下記の用務に基づき研修会に出席しましたので下記のとおり復命します。

令和1年7月25日
籠根正一


記

用務の内容	政務活動費適正支出のチェックポイント		
日 時	<u>令和1年7月8日(月)から</u> <u>令和1年7月8日(月)まで</u> <u>10時00分開会</u>		
用 務 地	京都府京都市南区東九条下殿町20 京都テルサ東館2F		
参 加 者	籠根正一		
用 務 の 結 果	このことについて、別紙資料を添付のうえ復命します。		

復命書

下記の用務に基づき研修会に出席しましたので下記のとおり復命します。

令和 元年 7 月 25 日

旗根正一



研修内容 政務活動費適正支出のチェックポイント

- 1、 政務活動費制定までの経緯 ①～② 項目
- 2、 国会における同趣旨の法令 ① 項目
- 3、 政務活動費 ① 項目
- 4、 政務活動費の交付対象 ①～③ 項目
- 5、 政務活動費とその他の議員活動が併存した場合の按分率例 ① 項目
- 6、 政務活動費による活動の性格 ① 項目
- 7、 慶弔及び講演会・政党活動 ①～② 項目
- 8、 費用弁償対象活動への政務活動費の補填 ① 項目
- 9、 領収書等証拠書類との関係 ① 項目
- 10、 使途基準マニュアル等の裁判における有効性について ① 項目
- 11、 政務活動費の条例の提案権者 ① 項目
- 12、 各費目における解釈と裁判例 ①～⑥ 項目
- 13、 政務活動費から生じる利子の取り扱い ① 項目
- 14、 会派所属議員に対する政務活動費の一括支給の適否 ① 項目
- 15、 政務活動費支出に係る会計年度の考え方 ① 項目
- 16、 政務活動費の課税 ① 項目
- 17、 長及び議長の政務活動費支出に対する調査権 ① 項目
- 18、 解散した会派の被告適格 ① 項目
- 19、 政務活動費透明性確保の手法 ① 項目

以上のようなことについて研修を受けました。

【内 容】 「政務活動費制定の経緯」

- ★ 平成 11 年全国都道府県議会議長会及び市議会議長会は、議員活動経費の要望を行い、平成 12 年改正により政務調査費として条例化されましたが、平成 24 年に政務活動費に改正されました。

- ★ 政務活動とその他の議員活動が併存した場合の按分率について 裁判になった場合 仙台高裁他 各地の裁判所によって判例が異なりますが、
*現在は政務活動とその他の議員活動を 2分の1 の支出とするのが一般的
- ★ 後援会及び政党活動費は 政務活動費から支出することができるか?
*政党活動に係る経費については、議員又は会派の活動経費で 出せる。
- ★ 政務活動費 交付方法・・・会派支給と個人支給がある。
*メリット・デメリットを踏まえ政務活動費の支出の透明性を図ることを主眼とするなら 会派支給の方が妥当である。
- ★ 使途基準 マニュアルについて… ガイドラインを作成しておく必要がある。
- ★ 政務活動費における判断基準…合理的 関連性 が必要でないと認められない
- ★ 観察における留意点 … 観察が客観的に政務活動の実質を有すること。
*観察によって得た聴き取り結果を観察報告書 として保存すること。
- ★ 旅行傷害保険料は、…札幌・仙台高裁で 支出が認められている。
- ★ 姉妹都市への観察経費は、… 広島高裁等では、支出が認められた。
- ★ 自動車経費について… [自動車購入又はリース] …調査・研究活動にかかる経費として2分の1を支出することが可能 [ガソリン代] …裁判例で、(実費弁償方式)…補助簿に書く(按分方式)…2分の1(定額方式)…1キロ 37円
- ★ 高速道路代や駐車料金は…政党活動であることが立証出来れば支出 可能
- ★ タクシーデについて… 領収書に利用目的が全く記載されていない場合は違法な支出となる。 しかし適切な交通手段がない場合 2分の1の支出を認められる場合がある。
- ★ 広報費…広報誌 議会だより等を政党活動費から支出する場合の留意点
・紙面に顔写真や個人の宣伝性が強いものは、2分の1の按分となる場合がある。

★ 切手代の支出について…当該年度中に使用しきれないほどの大量購入は駄目

★ 資料購入費について… 「新聞代」「業界紙」「政党が出版する機関誌」「図書」は、政務活動費で購入出来るが、スポーツ紙や、内容が政務活動に必要かつ有益と認められない場合は支出できない。

★ 名刺代の支出について…認る 裁判所と 認められない 裁判所がある。

★ 携帯電話代の支出について… 2分の1・5分の1を認める裁判所がある。

以上のような 裁判例があり訴訟された場合 各地にある高裁・地裁によって 判決が異なる場合があるため 明らかに政務活動費と思われるもの以外は交付を受けない方が良いと思う。政務活動費の交付を受けるときは、報告書や領収書等証拠書類を添付し、使途の透明性を確保して 住民の皆様方の批判を招くことのないよう配慮して交付を受けたいと思います。

2019/07/07

領 収 証

領收証名 ハタネショウイチ 様
領収金額 ￥16,600-
(内消費税)

但し、ご宿泊代金として上記金額を
クレジットカードで領収しました。

APA HOTELS & RESORTS
アパホテル<京都駅(堀川通)>

〒600-8236
京都府京都市下京区油小路通塩小路
西油小路町1番地
TEL:(075)341-6111
FAX:(075)341-6112

担当者



1907070000952896

領收証

No.

2019年7月8日

旗根正一 様
金額 ￥25,000

但 7月8日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

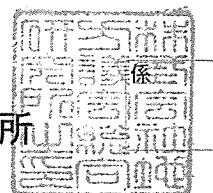
内
消費税等
現 金
.....
.....

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



(替) 阪神早特金復きっぷ(かえり)
2019.6.16(乗車券・指定席特急券・幹線特急券)

263
-23

大阪市内 → 出雲市
9日・岡山(16:04)→出雲市(19:20)
やくも 19号 3号車 9番B席 ○
●指定列車変更不可 ●指定列車以外は通常料金必要 ●私用は
列車出発前まで
-7月-7日から-7月-9日まで有効
￥12340

2019.6.16出雲市駅F1 (4)

50446-08 C 50